

事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

151

社会福祉審議会事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	1	地域福祉の推進
取組方針	2	地域福祉を推進する体制の充実

事業区分(1)	事業経費		管理経費	
	その他	○		
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計	一般会計		
	款	民生費		
	項	社会福祉費		
	目	社会福祉総務費		
	大事業	社会福祉総務事業		
中事業	社会福祉審議会事業			

事業種別	継続		関連個別計画			
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel	高齢者・地域福祉課	畠山 秀人 435-1063
事業実施の根拠法令	社会福祉法		関連課	保険医療部、社会福祉部		

1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)		全体事業概要			
	市長から諮問される社会福祉に関する事項を調査審議し、関係行政に意見と具申する。		市長の監督に属し、社会福祉に関する事項を調査審議し、市長から諮問された場合、その諮問に答え、関係行政に意見と具申するものとする。			
事業内容		平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度
		民生委員の適否の審査、身体・知的・精神障害者の福祉、高齢者、児童の福祉に関すること及び母子家庭等、母子保健に関することなど、社会福祉に関する事項の調査審議を行った。	民生委員の適否の審査、身体・知的・精神障害者の福祉、高齢者、児童の福祉に関すること及び母子家庭等、母子保健に関することなど、社会福祉に関する事項の調査審議を行った。	民生委員の適否の審査、身体・知的・精神障害者の福祉、高齢者、児童の福祉に関すること及び母子家庭等、母子保健に関することなど、社会福祉に関する事項の調査審議を行った。	民生委員の適否の審査、身体・知的・精神障害者の福祉、高齢者、児童の福祉に関すること及び母子家庭等、母子保健に関することなど、社会福祉に関する事項の調査審議を行う。	民生委員の適否の審査、身体・知的・精神障害者の福祉、高齢者、児童の福祉に関すること及び母子家庭等、母子保健に関することなど、社会福祉に関する事項の調査審議を行う。

2 事業コスト

事業費等(千円)	平成30年度		平成31年度		令和02年度		令和03年度		令和04年度		
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	
事業費	501	209	276	47	208	0	371	0	208	0	
伸び率(%)	102.8%	409.8%	△44.9%	△77.5%	△24.6%	△100%	78.4%	0%	△43.9%	0%	
人件費	正規職員	1,519	1,519	2,578	2,658	2,469	2,469	2,946	0	2,946	0
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1,519	1,519	2,578	2,658	2,469	2,469	2,946	0	2,946	0
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源(税等)	501	209	276	47	208	0	371	0	208	0	
所要人数(人)	正規職員	0.19	0.19	0.32	0.33	0.31	0.31	0.37	0.00	0.37	0.00
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主な予算内訳	附属機関委員報酬 188千円 食糧費 8千円 会場その他借上料 12千円										

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度
				目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
審議会開催件数	件	目標値		4	3	3	4	3
		実績値		4	3	3		
		達成度(%)		100%	100%	100%	%	%
審議及び答申件数	件	目標値		3	3	3	3	3
		実績値		3	3	3		
		達成度(%)		100%	100%	100%	%	%
成果指標		目標値						
		実績値						
		達成度(%)						

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか	○	達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持		○		
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	社会福祉審議会は、社会福祉法及び民生委員法等により、中核市に設置が義務付けられており、適宜開催している。
見直し・改善内容	条例改正 (H29.4.1施行) により、精神障害者福祉についても調査審議できるようになった。